

2021年6月8日

株主各位

第23期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示情報

S B I ホールディングス株式会社

目 次

事業報告の「新株予約権等の状況」	1 ページ
事業報告の「会計監査人の状況」	2 ページ
事業報告の「業務の適正を確保するための体制」	3 ページ
事業報告の「業務の適正を確保するための体制の運用状況」	7 ページ
連結計算書類の「連結持分変動計算書」	9 ページ
連結計算書類の「連結注記表」	11 ページ
計算書類の「株主資本等変動計算書」	19 ページ
計算書類の「個別注記表」	20 ページ

上記各事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.sbigroup.co.jp/investors/index.html>) に掲載することにより株主の皆様に提供させていただきます。

事業報告の「新株予約権等の状況」（2021年3月31日現在）

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

区分	新株予約権の名称 (発行日)	新株予約権 の数	目的となる株式 の種類及び数	行使価額 (1株当たり)	行使期間	保有者数
取締役 (社外取締役 を除く)	2017年第2回新株予約権 (2017年9月1日)	100個	普通株式 10,000株	1,563円	2019年7月29日から 2024年9月30日まで	1名

(注) 上記の取締役1名が保有している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

区分	新株予約権の名称 (発行日)	新株予約権 の数	目的となる株式 の種類及び数	行使価額 (1株当たり)	行使期間	交付者数
当社 使用人	2020年第2回新株予約権 (2020年7月1日)	5,687個	普通株式 568,700株	2,308円	2023年7月3日から 2028年9月29日まで	120名
子会社の 使用人	2020年第2回新株予約権 (2020年7月1日)	32,277個	普通株式 3,227,700株	2,308円	2023年7月3日から 2028年9月29日まで	1,051名

(3) その他新株予約権等の状況

- ① 2020年5月28日の取締役会決議に基づいて発行された、2020年第1回新株予約権の内容は、以下のとおりです。

区分	新株予約権の数	目的となる株式の 種類及び数	新株予約権の 発行価格 (1個当たり)	行使価額 (1株当たり)	行使期間	交付者数
当社及び子会社 の取締役	33,000個	普通株式 3,300,000株	5,500円	2,280円	2023年7月3日から 2024年9月30日まで	64名

- ② 2020年7月7日の取締役会決議に基づいて発行された、2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の内容は、以下のとおりです。

新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	転換価額	行使期間	本社債の 額面金額の総額
7,000個	普通株式 本社債の額面金額の総額を 転換価額で除した数	2,913円	2020年8月10日から 2025年7月11日まで	700億円

- ③ 2017年8月29日の取締役会決議に基づいて発行された、2022年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債は、当事業年度中に新株予約権の全部が行使されました。

事業報告の「会計監査人の状況」

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

374百万円

(3) 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

992百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、且つ、実質的にも区分できませんので、上記(2)の金額には、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、前事業年度の監査実績の評価を踏まえ、会計監査人から説明を受けた監査計画の内容、監査予定時間及び報酬見積りの算定根拠の妥当性について検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるコンフォートレター作成業務等についての対価を支払っております。
4. 当社の重要な子会社のうち4社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は監査役全員の同意によって、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記のほか、会計監査人の独立性及び専門性並びに職務の遂行状況に鑑み、会計監査人が適正に監査を遂行することが困難であると認められる場合、監査役会は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

事業報告の「業務の適正を確保するための体制」

当事業年度末における取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての取締役会決議の内容は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、法令遵守及び倫理的行動が、当社の経営理念・ビジョンの実現の前提であることを、代表取締役をして全役職員に徹底させるものとする。
- ② 当社は、取締役会規程に基づき原則として毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより、取締役間の意思疎通を図ると共に、代表取締役の業務執行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止するものとする。
- ③ 当社は、取締役会の決議によりコンプライアンス担当役員を定め、その直轄部門としてコンプライアンス部門を設置し、当社のコンプライアンス上の課題・問題の把握に努めさせる。また、取締役会の決議により業務管理部門・管理部門のいずれからも独立した組織である内部監査部門を設置する。同部門は、法令等遵守、業務適切性、内部統制の適正運用などから成る内部管理態勢の適正性を、総合的・客観的に評価すると共に、監査の結果抽出された課題について、改善に向けた提言やフォローアップを実施する。監査の実施に際しては、社員のほか必要に応じて外部専門家等の助力を得て行うものとする。

監査結果は個別の監査終了後遅滞なく、6ヶ月に一度以上代表取締役を通じて取締役会に報告されるほか、監査役にも定期的に報告される。

- ④ 当社は、取締役及び使用人が当社における法令・定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合に報告することを可能とするために、内部監査部門・監査役に直接通報を行うための内部通報制度を整備するものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、取締役会の決議により文書管理規程を定め、取締役の職務の執行に係る情報を、文書または電磁的記録（以下「文書等」という）に記載または記録して保存し、管理するものとする。
- ② 文書等は、取締役または監査役が常時閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、当社の業務執行及び経営理念・ビジョンの達成を阻害しうるリスクに対して、そのリスクを把握し、適切に評価して管理するため、取締役会が定めるリスク管理規程等に従い、リスク管理に関する責任者としてリスク管理担当役員を定めると共に、リスク管理部門を設置する。
- ② 当社は、経営危機が顕在化した場合には、危機管理規程に従い、リスク管理担当役員を責任者とする対策本部を設置し、当該経営危機に関する情報が適時且つ適切にリスク管理担当役員、リスク管理部門、総務・人事部門、広報・IR部門、法務及びコンプライアンス部門を管掌する部門長等の必要な役職員に共有される体制を整備し、当該経営危機に対処するものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役会の決議により職務分掌を定め、取締役間の職務分担を明確にするものとする。
- ② 当社は、適切且つ迅速な意思決定を可能とする情報システムを整備するものとする。
- ③ 当社は、原則として毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、各部門において生じる問題の解決を適時且つ適切に行うと共に、問題解決から得られるノウハウを取締役に周知徹底する。これにより、その担当職務の執行の効率化を図り、全社的な業務の効率化を図るものとする。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、当社及び子会社から成る企業集団（以下「SBIグループ」という）における業務の適正の確保のため、取締役会が定める関係会社管理規程等に従い、各社の経営の自主性を尊重しつつ、SBIグループに属する会社の取締役、使用人、及びその他企業集団の業務に関わる者（以下「SBIグループ役職員等」という）から、その職務執行にかかる事項についての報告を受け、必要且つ合理的な範囲で、調査を行うことができるものとする。
- ② 当社は、SBIグループ役職員等が、法令・定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な事実を直接報告するための内部通報制度を整備するものとし、通報状況及びその内容について監査役に報告する。また、当社は、内部通報制度を利用した通報者及びSBIグループ役職員等の職務執行にかかる事項について監査役に報告したSBIグループ役職員または子会社の監査役に対して、解雇その他いかなる不利な取扱いを行わないものとする。
- ③ 当社は、SBIグループ役職員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、取締役会が定めるコンプライアンス規程等に従い、コンプライアンス担当役員及びコンプライアンス部門が、SBIグループに属する会社のコンプライアンス担当者と共同で、SBIグループ全体のコンプライアンス上の課題・問題の把握、情報の交換を行うための会議を設置し、SBIグループに属する会社から開催の請求があったときは、速やかに当該会議を開催するものとする。
- ④ 当社は、取締役会が定める内部監査規程に従い、SBIグループに属する会社の法令等遵守、業務適切性、内部統制の適正運用などから成る内部管理態勢の適正性を、総合的・客観的に評価すると共に、監査の結果抽出された課題について、改善に向けた提言やフォローアップを実施するため、内部監査部門が当該会社に対する監査を行うものとする。

監査結果は個別の監査終了後遅滞なく、6ヶ月に一度以上代表取締役を通じて取締役会に報告されるほか、監査役にも定期的に報告される。

- ⑤ 取締役は、SBIグループ役職員等の職務の執行において、法令・定款違反行為その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、当社の監査役に報告するものとし、報告を受けた監査役は、重要な事実が発見された会社の監査役に通知するものとする。
- ⑥ 当社は、SBIグループにおける損失の危険の管理のため、取締役会が定める関係会社管理規程及びリスク管理規程等に従い、SBIグループに属する会社の損失の危険に関する状況の報告を、SBIグループに属する会社のリスク管理担当者等を通じて定期的及び適時に受けるものとする。また、必要に応じ、当社のリスク管理担当役員及びリスク管理部門が、当該リスク管理担当者と協議し、損失の発生に対して備えるも

のとする。

- ⑦ 当社は、ＳＢＩグループ役職員等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、ＳＢＩグループに属する会社に対し、取締役会の決議により職務分掌を定め、取締役間の職務分担を明確にするよう指導する。また、必要に応じ当社は、適切且つ迅速な意思決定を可能とする情報システムを提供するものとする。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役から求めがあったときは、監査役の職務を補助しうる知見を有する使用人として内部監査部門が指名する者を、監査役と協議のうえ定める期間中、取締役の指揮命令系統から独立した監査役の職務を補助すべき使用人として置くものとし、当該使用人の人事異動及び人事評価については、監査役と事前に協議を行い、その意見を尊重するものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、ＳＢＩグループに関する次の事項を知ったときは、監査役に適時且つ的確に報告するものとする。また、取締役及び使用人は、監査役よりＳＢＩグループに関する次の事項について説明を求められたときは、速やかに詳細な説明を行うものとし、合理的な理由無く説明を拒んではならないものとする。

- ａ．会社に著しい損害を及ぼす虞のある事項
- ｂ．経営に関する重要な事項
- ｃ．内部監査に関連する重要な事項
- ｄ．重大な法令・定款違反
- ｅ．その他取締役及び使用人が重要と判断する事項

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、監査役の求めに応じて、取締役及び使用人をして監査役と定期的に会合を持たせ、ＳＢＩグループの経営上の課題及び問題点の情報共有に努めるほか、監査役と内部監査部門及び会計監査人の情報共有を図るものとする。
- ② 当社は、監査役が重要な子会社の監査役との定期的な会合を設け、相互に連携して、ＳＢＩグループの監査の実効性を確保できる体制の整備に努めるものとする。
- ③ 監査役の職務の執行について生ずる通常の費用は、取締役会の監査計画に基づき、予め当社の予算に計上する。また、当社は、緊急または臨時の監査費用を含め、監査役の職務の執行について生ずる費用については、監査役の請求に基づき、前払または償還、並びに債務に関する処理を行うものとする。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保すべく、適用のある関係法令等に基づき、財務報告に係る内部統制報告制度の有効かつ適切な運用体制を構築し、その整備、運用、評価を継続的に行うと共に、改善等が必要となった場合は速やかにその対策を講じるものとする。

(10) 反社会的勢力排除に向けた体制

S B I グループでは、その行動規範において反社会的勢力には毅然として対決することを宣言すると共に、当社に反社会的勢力の排除に取り組む対応部署を設置し、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との情報交換を行うなど、連携強化に向けた社内体制の整備を推進するものとする。また、S B I グループ役職員等を対象とした研修の開催等により、反社会的勢力との関係を遮断する意識の向上を図るものとする。さらに、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に従って対応することを記載したマニュアルを配布し、イントラネットに掲載するなどして、その周知徹底を図るものとする。

事業報告の「業務の適正を確保するための体制の運用状況」

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営理念の第一に「正しい倫理的価値観を持つ」を掲げ、法令遵守及び倫理的価値観が大前提であることを明示し、役職員に徹底させております。また、定時取締役会を12回開催し、取締役間の意思疎通を図ると共に代表取締役の業務執行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止しております。さらに、コンプライアンス担当役員を定めると共にコンプライアンス統括部門を設置し、コンプライアンス上の課題や問題把握に努めております。また、内部監査部門を設置し、内部管理の適切性を評価し、個別の監査終了後、代表取締役、取締役会及び監査役に報告しております。そのほか、役職員が直接通報を行うための内部通報制度を整備、運用しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書管理規程を定め、取締役の職務の執行に係る情報を適切に記録、保存しており、取締役及び監査役は必要に応じこれを閲覧することができるようになっております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理担当役員を定めると共にリスク管理部門を設置し、適切なリスク管理に努めております。また、経営危機が顕在化した場合には、リスク管理担当役員を本部長とする対策本部を設置するなどの体制を整備、運用しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、職務分掌及び職務権限に関する規程を定め、取締役間の職務分担を明確にすると共に、意思決定のための情報システムを整備、運用しております。また、取締役会において問題解決を行うと共にそのノウハウを周知徹底しており、全社的な業務の効率化を図っております。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、コンプライアンス・プログラムを策定し、これに従って当企業グループにおけるコンプライアンス上の課題の把握及び解決に努めております。また、当社は、内部通報規程を定め、内部通報制度を運用しております。内部通報制度は、当企業グループの役職員を対象としており、通報状況及びその内容については監査役に報告しております。通報者のほか、職務執行に係る事項について監査役に報告した当企業グループの役職員に対して解雇その他いかなる不利な取扱いを行うことはありません。さらに、SBIグループ・コンプライアンス連絡会を2回開催し、企業集団におけるコンプライアンス上の課題や問題の把握及び情報交換を行っております。このほか、内部監査部門は内部監査年間計画を策定し、これに従って当企業グループに属する会社の監査を実施し、代表取締役、取締役会及び監査役に報告しております。取締役は、監査役との面談等を通じ、必要な事項を監査役に報告しており、重要な報告書は監査役も閲覧できるようになって

おります。そのほか、リスク管理プログラムを策定し、これに従って当企業グループにおけるリスクの状況を把握し、適切なリスク管理に努めております。当社は、コンプライアンス統括部門や内部監査部門を通じて、子会社等に対して取締役間の職務分担を明確にするよう指導しているほか、必要に応じて意思決定のための情報システムを提供しております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役の求めに応じて、内部監査部門の従業員を監査役の職務を補助する使用人として指名し、その補助業務を行わせており、その人事評価等については監査役の意見を尊重しております。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会その他重要な会議への出席、役員等との会合を通じて、必要な事項について報告を受けております。また、監査役が主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧できるような環境の整備を行っております。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役を含む業務執行取締役及び各部署長と定期的に会合を実施し、意見交換を行っております。また、重要な子会社の監査役を対象とした監査役連絡会を定期的に開催し、当企業グループ各社の監査役との相互連携を図っております。監査役の職務執行について生ずる費用については適切に費用処理しております。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法（昭和23年4月13日法律第25号）第24条の4の4の規定に基づく内部統制報告書を提出しており、財務報告に係る内部統制報告制度の有効かつ適切な運用体制を構築し、その整備、運用、評価を適切に行っております。

(10) 反社会的勢力排除に向けた体制

当企業グループは、反社会的勢力に対する基本方針を定めコーポレートサイトに掲載する等、社内外に対して反社会的勢力には毅然として対決することを宣言しております。また、反社会的勢力の排除に取り組む対応部署を設置すると共に、SBIグループ・コンプライアンス連絡会等を通じて、反社会的勢力との関係を遮断する意識の向上を図っております。さらにマニュアル等にも反社会的勢力に対する基本方針に従った内容を記載し、イントラネットに掲載するなどしてその周知徹底を図っております。

連結持分変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分			
	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の要素
当期首残高	92,018	139,993	△13,874	△6,385
当期利益	—	—	—	—
その他の包括利益	—	—	—	24,582
当期包括利益合計	—	—	—	24,582
新株の発行	2,652	2,271	—	—
転換社債型新株予約権付社債の発行	—	2,756	—	—
転換社債型新株予約権付社債の転換	4,041	△484	12,805	—
連結範囲の変動	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	△39	—
自己株式の処分	—	△378	1,068	—
株式に基づく報酬取引	—	799	—	—
支配喪失を伴わない子会社 に対する所有者持分の変動	—	2,796	—	—
当期末残高	98,711	147,753	△40	18,197

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分		非支配持分	資 本 合 計
	利 益 剰 余 金	親会社の所有者に帰属する持分 持 分 合 計		
当 期 首 残 高	239,724	451,476	142,223	593,699
当 期 利 益	81,098	81,098	16,414	97,512
そ の 他 の 包 括 利 益	—	24,582	93	24,675
当 期 包 括 利 益 合 計	81,098	105,680	16,507	122,187
新 株 の 発 行	—	4,923	—	4,923
転換社債型新株予約権付社債の発行	—	2,756	—	2,756
転換社債型新株予約権付社債の転換	—	16,362	—	16,362
連 結 範 囲 の 変 動	—	—	△9,788	△9,788
剰 余 金 の 配 当	△23,327	△23,327	△15,018	△38,345
自 己 株 式 の 取 得	—	△39	—	△39
自 己 株 式 の 処 分	—	690	—	690
株 式 に 基 づ く 報 酬 取 引	—	799	△5	794
支 配 喪 失 を 伴 わ ない 子 会 社 に 対 す る 所 有 者 持 分 の 変 動	—	2,796	21,060	23,856
当 期 末 残 高	297,495	562,116	154,979	717,095

連 結 注 記 表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結計算書類の作成基準

当社及び子会社（以下、当企業グループ）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、IFRS）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数は299社であり、主要な連結子会社は、「事業報告 1 当企業グループの現況 6. 重要な親会社及び子会社の状況」に記載のとおりであります。

3. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社及び共同支配企業の数40社であり、主要な持分法適用会社は、住信SBIネット銀行㈱であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 金融資産の評価基準及び評価方法

(a) 金融資産の分類及び測定

当企業グループが保有する金融資産は、当該金融資産の管理に関する企業のビジネスモデル及び金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性によって、以下の指定された区分に当初認識時に分類されます。

- ・償却原価で測定される金融資産
- ・その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産（以下、FVTOCIで測定する負債性金融資産）
- ・その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産（以下、FVTOCIで測定する資本性金融資産）
- ・純損益を通じて公正価値で測定する金融資産（以下、FVTPLで測定する金融資産）

（償却原価で測定される金融資産）

金融資産が契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有され、当該金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じるのであれば、当該金融資産は実効金利法を用いて算定し、損失評価引当金調整後の償却原価で事後測定されます。

（FVTOCIで測定する負債性金融資産）

金融資産が契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有され、当該金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じるのであれば、当該金融資産は公正価値で測定され、公正価値と損失評価引当金調整後の償却原価の差額の変動はその他の包括利益に計上されます。当該金融資産の認識の中止が行われる場合、過去にその他の包括利益で認識した累計額を純損益として振り替えております。

（FVTOCIで測定する資本性金融資産）

公正価値で測定される資本性金融資産のうち、売買目的ではない資本性金融商品への投資については、当初認識時に、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するという取消不能な選択を行う場合があります。当該金融資産は公正価値で測定し、その事後的な変動はその他の包括利益に計上されます。なお、

当該金融資産から生じる配当金については純損益で認識し、投資の認識を中止した場合又は公正価値が著しく下落した場合は、その他の包括利益で認識した累計額をその他の資本構成要素から利益剰余金へ振り替えております。

(FVTPLで測定する金融資産)

償却原価で測定されるもの及びFVTOCIで測定するもの以外の金融資産は、公正価値で測定され、純損益において公正価値の変動が認識されます。

(b) 金融資産の減損

当企業グループは、FVTPLで測定する金融資産及びFVTOCIで測定する資本性金融資産以外の金融資産について、報告期間末に予想信用損失を見積もり、損失評価引当金の計上を行っております。金融資産の当初認識以降に当該金融商品の信用リスクが著しく増大したと判定される場合には全期間の予想信用損失に等しい金額で測定し、当初認識以降の信用リスクが著しく増大していないと判定される場合には12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定しております。信用リスクが著しく増大しているか否かは、デフォルトリスクの変化に基づいて判定しております。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権等については、信用リスクの増減にかかわらず、全期間の予想信用損失を過去の信用損失の実績等に基づき、簡便的に測定しております。

② 非金融資産の評価基準及び評価方法

・有形固定資産（使用権資産を除く）

有形固定資産は、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。取得原価には資産の取得に直接関連する支出が含まれております。

・無形資産（のれん及び使用権資産を除く）

無形資産は、原価モデルを採用し、取得価額から償却累計額及び減損損失累計額を控除して測定しております。

・使用権資産

当企業グループは、契約の開始時に当該契約にリースが含まれているか否かを判断しております。リース取引における使用権資産は、リース負債の当初測定額に当初直接コスト、前払リース料等を調整した取得原価で測定しております。なお、リース期間が12ヶ月以内のリース又は少額であるリースのいずれかである場合、使用権資産を認識せず、リース期間にわたり費用として認識しております。

・非金融資産の減損

繰延税金資産を除く、当企業グループの非金融資産については、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積もっております。ただし、のれんが配分された資金生成単位及び見積耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず、回収可能価額を毎年同じ時期に見積もっております。資金生成単位については、継続的に使用することにより他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資産グループとしております。

(2) 重要な固定資産の償却方法

・有形固定資産

減価償却費は償却可能価額をもとに算定しております。償却可能価額は、資産の取得価額から残存価額を差し引いて算出しております。減価償却は、有形固定資産の各構成要素の見積耐用年数に基づき、定額法によって純損益で認識しております。使用権資産は、リース開始日から経済的耐用年数又はリース期間のいずれか短い期間にわたり規則的に償却しております。

当連結会計年度における主な見積耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～47年
器具及び備品	2～20年

減価償却方法、見積耐用年数及び残存価額は、毎期末日に見直しを行い、必要に応じて改訂しております。

・無形資産（のれんを除く）

無形資産の償却は、有限の耐用年数が付されたものについては、当該資産が使用可能な状態になった日から見積耐用年数にわたり、定額法によって純損益で認識しております。

当連結会計年度における主な見積耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア	5年
顧客との関係	5～13年

償却方法、見積耐用年数及び残存価額は、毎期末日に見直しを行い、必要に応じて改訂しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当企業グループが、合理的に見積もり可能である法的債務又は推定的債務を現在の債務として負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高い場合に認識しております。引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を使用し、現在価値に割り引いております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

・投資ポートフォリオに係る金融収益

FVTPLで測定する金融資産は、当初認識時に公正価値で測定し、その変動を純損益で認識しております。認識の中止（売却）による純損益は、受領した対価の公正価値と帳簿価額との差額として測定しております。

・顧客との契約から生じる収益

当企業グループは、下記の5ステップアプローチに基づき収益を認識しております。

- ステップ1：顧客との契約を識別する
- ステップ2：契約における履行義務を識別する
- ステップ3：取引価格を算定する
- ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する
- ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

・法人所得税費用

法人所得税費用は、当期税金費用と繰延税金費用から構成されております。これらは、企業結合に関連するもの、及び直接資本又はその他の包括利益で認識される項目を除き、純損益で認識しております。当期税金費用は、期末日時点において施行又は実質的に施行される税率を当期の課税所得に乗じて算定する未払法人所得税又は未収還付税の見積もりで測定されます。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 保険契約に関する会計処理

保険契約及び再保険契約に関しては、保険業法及び保険業法施行規則その他本邦における実務慣行を基礎に、IFRS第4号「保険契約」の各種要件を踏まえて当企業グループの会計方針を決定し、適用しております。なお、負債十分性テストに関しては、契約上のすべてのキャッシュ・フロー、保険金請求処理費用といった関連キャッシュ・フロー等の期末日現在の見積もりを考慮し実施しております。負債が十分でないことが判明した場合には、不足額の全額を純損益として認識することとしております。

② 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

・外貨換算

個々のグループ企業がそれぞれの財務諸表を作成する際、その企業の機能通貨以外の通貨での取引は、取引日における為替レートでグループ企業の各機能通貨に換算しております。取得原価で測定されている外貨建貨幣性資産及び負債は期末日において、期末日の為替レートで機能通貨に再換算しております。公正価値で測定されている外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に再換算しております。再換算によって発生した為替差額は、純損益として認識しております。ただし、公正価値で測定しその変動をその他の包括利益として認識する金融商品の再換算により発生した為替差額及び特定の為替リスクをヘッジするための取引に関する為替差額は純損益から除いております。

・在外営業活動体

機能通貨が表示通貨と異なるグループ企業（在外営業活動体）の資産及び負債は、取得により発生したのれん及び公正価値の調整を含め、期末日の為替レートで表示通貨に換算しております。在外営業活動体の収益及び費用は、期中平均為替レートで表示通貨に換算しております。為替換算差額はその他の包括利益で認識されます。

表示方法の変更に關する注記

「会社計算規則の一部を改正する省令」（令和2年法務省令第45号）の公布に伴い、会社計算規則第98条及び第102条の3の2が改正されたため、当連結会計年度から連結注記表に「会計上の見積りに關する注記」を記載しております。

会計上の見積りに関する注記

IFRSに準拠した連結計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積もり及び仮定の設定を行う必要があります。実際の業績はこれらの見積もりとは異なる場合があります。

見積もり及びその基礎となる仮定は継続的に見直されます。会計上の見積もりの見直しによる影響は、見積もりを見直した会計期間及びそれ以降の将来の会計期間において認識されます。

連結計算書類に重要な影響を与える会計上の見積もり及び判断に関する情報は以下のとおりであります。

・営業投資有価証券の公正価値の測定

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ① 金融資産の評価基準及び評価方法 (a) 金融資産の分類及び測定」及び「金融商品に関する注記 2. 金融商品の公正価値の算定方法に関する事項」に記載しております。連結財政状態計算書において営業投資有価証券の残高は、528,154百万円であります。

・営業債権及びその他の債権に係る減損

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ① 金融資産の評価基準及び評価方法 (b) 金融資産の減損」に記載しております。連結財政状態計算書において営業債権及びその他の債権の残高は、1,183,896百万円であります。

・無形資産の減損

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ② 非金融資産の評価基準及び評価方法 非金融資産の減損」に記載しております。連結財政状態計算書において無形資産の残高は、225,607百万円であります。

・保険契約負債

生命保険事業においては、当初認識時の前提条件を用いて保険契約から生じる全てのキャッシュ・フローの現在価値を見積もり、保険契約負債を計上しております。

前提条件には、割引率（金利）、死亡率、罹病率、更新率、事業費及びコミッション等が含まれます。死亡率、罹病率、事業費及びコミッションの増加が予想される場合には、将来キャッシュ・アウトフローの増加を通じて、将来の純損益及び資本が減少することが想定されます。負債十分性テストにおいて当初認識時の前提条件に基づく保険契約負債では積立額が十分ではないと見込まれる場合には、期末の保険契約負債の積み増しにより当該期間でその影響を認識することが必要となる可能性があります。連結財政状態計算書において保険契約負債の残高は、150,123百万円であります。

・繰延税金資産の回収可能性

未使用の税務上の繰越欠損金、繰越税額控除及び将来減算一時差異のうち、利用できる将来課税所得が稼得される可能性が高いものに限り繰延税金資産を認識しております。繰延税金資産は毎期末に見直し、税務便益が実現する可能性が高くなった部分について減額しております。連結財政状態計算書において繰延税金資産の残高は、12,164百万円であります。

なお、新型コロナウイルス感染症に伴う経済や企業活動への影響は依然として継続しており、将来の不確実性は高い状況であります。前期の連結計算書類において、当企業グループでは、当期の上期に感染者数のピークを迎えると見込んでおりましたが、その後も感染症の拡大が続いていることから、翌連結会計年度以降も経済や企業活動などへの影響が継続するものとの仮定に変更し、見積もりを実施しております。当該仮定の変更が、当企業グループの業績に与える重要な影響はありません。

連結財政状態計算書に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

現金及び現金同等物	24百万円
営業債権及びその他の債権	10,678百万円
有形固定資産	20,180百万円
計	30,882百万円

(2) 担保に係る債務

社債及び借入金	22,180百万円
---------	-----------

2. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 34,183百万円

連結持分変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び数

普通株式	244,639,390株
------	--------------

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

2020年4月28日の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	18,466百万円
・1株当たり配当額	80円
・基準日	2020年3月31日
・効力発生日	2020年6月8日

2020年10月28日の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	4,861百万円
・1株当たり配当額	20円
・基準日	2020年9月30日
・効力発生日	2020年12月11日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2021年4月28日の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	24,462百万円
・1株当たり配当額	100円
・基準日	2021年3月31日
・効力発生日	2021年6月9日

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来しているもの）の目的となる株式の種類及び数

ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	1,868,200株
転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権	普通株式	38,471,059株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当企業グループは、証券事業、銀行業、保険事業、投資事業、ファンド運営事業等、広範な金融関連事業を営んでおり、特定企業や分野ヘリリスクが過度に集中することのないよう、分散を図っております。これらの事業を行うために必要となる資金は、市場環境や長短のバランスを考慮して、銀行借入による間接金融、社債やエクイティファイナンス等の直接金融、証券金融会社との取引等により調達しております。

また、当企業グループが行っているデリバティブ取引は、為替予約取引、金利スワップ取引、株価指数先物取引等であります。為替予約取引及び金利スワップ取引については、ヘッジ目的の取引に限定しており、投機的な取引は行わない方針であります。株価指数先物取引については、日計りを中心とする短期取引であり、取引の規模について上限を設けております。

当企業グループは、財務の健全性及び業務の適切性を確保するため、当企業グループ各社における各種リスクを把握・分析し、適切な方法で統合的なリスク管理に努めることをリスク管理の基本方針としております。

2. 金融商品の公正価値の算定方法に関する事項

金融資産及び金融負債の公正価値は、次のとおり決定しております。

現金及び現金同等物、その他の金融資産、その他の金融負債

満期又は決済までの期間が短期であるため、帳簿価額と公正価値はほぼ同額であります。

営業債権及びその他の債権

債権の種類ごとに分類し、一定の期間ごとに、その将来キャッシュ・フローを満期までの期間及び信用リスクを加味した利率で割引く方法により、公正価値を見積もっております。なお、短期間で決済されるものは、公正価値が帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。

証券業関連資産、証券業関連負債

証券業関連資産のうち、信用取引資産に含まれる信用取引貸付金の公正価値については、変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、帳簿価額とほぼ同額であります。また、信用取引貸付金を除く証券業関連資産及び証券業関連負債の公正価値については、短期間で決済されるものであるため、帳簿価額とほぼ同額であります。

トレーディング資産及びトレーディング負債については、主たる証券取引所における最終の価格により、公正価値を見積もっております。

営業投資有価証券、その他の投資有価証券

市場性のある有価証券の公正価値は市場価格を用いて見積もっております。非上場株式、市場価格のない転換社債型新株予約権付社債や新株予約権については、割引将来キャッシュ・フロー、類似業種比較法、収益、利益性、純資産及び独立した第三者間取引による直近の取引価格に基づく評価モデル等の適切な評価技法により、公正価値を見積もっております。債券等については、売買参考統計値、取引金融機関から提示された価格等、利用可能な情報に基づく合理的な評価方法により、公正価値を見積もっております。投資事業組合等への出資金については、組合財産の公正価値を見積もった上、当該公正価値に対する持分相当額を投資事業組合等への出資金の公正価値としております。

社債及び借入金、営業債務及びその他の債務

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映しており、また、グループ企業の信用状態に実行後大きな変動はないと考えられることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した将来キャッシュ・フローを残存期間及び信用リスクを加味した利率で割引く方法や、一定の期間ごとに区分した将来キャッシュ・フローを同様の新規借入又はリース取引等を行った場合に想定される利率で割引く方法により、公正価値を見積もっております。なお、短期間で決済されるものは、公正価値が帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。

顧客預金

顧客預金のうち、要求払預金については、報告日に要求された場合の支払額である帳簿価額を公正価値としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに、その将来キャッシュ・フローを満期までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引く方法により、公正価値を見積もっております。なお、残存期間が短期の定期預金については、公正価値は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。

3. 金融商品の公正価値に関する事項

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
金融資産		
現金及び現金同等物	802,702	802,702
営業債権及びその他の債権	1,183,896	1,194,538
証券業関連資産	3,896,621	3,896,621
その他の金融資産	58,715	58,715
営業投資有価証券	528,154	528,154
その他の投資有価証券	209,545	209,545
金融負債		
社債及び借入金	1,394,137	1,397,964
営業債務及びその他の債務	189,729	189,729
証券業関連負債	3,521,802	3,521,802
顧客預金	1,042,132	1,042,889
その他の金融負債	30,333	30,333

1株当たり情報に関する注記

1株当たり親会社所有者帰属持分	2,297円87銭
基本的1株当たり当期利益（親会社の所有者に帰属）	339円78銭

収益認識に関する注記

1. 役務の提供による収益

主に証券業における委託手数料が含まれております。委託手数料は、当企業グループが主たる当事者ではなく代理人として行う取引に関するものであり、サービスの提供完了時点において履行義務が充足され、その時点で収益を認識しております。

2. 物品の販売による収益

主に航空機、医薬品、健康食品及び化粧品等の販売が含まれております。当該物品の販売による収益は、個々の契約内容に応じ、引渡、出荷、又は検収時など、約束した商品を顧客に移転することによって履行義務を充足した時点で認識しております。

(注) 連結計算書類の記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計	
当 期 首 残 高	92,018	137,130	101,451	238,581	32,421	32,421	△13,874
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	6,693	6,693		6,693			13,386
剰 余 金 の 配 当					△23,327	△23,327	△23,327
当 期 純 利 益					23,499	23,499	23,499
自己株式の取得							△39
自己株式の処分			△4,434	△4,434			13,873
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)							
当 期 変 動 額 合 計	6,693	6,693	△4,434	2,259	172	172	13,834
当 期 末 残 高	98,711	143,823	97,017	240,840	32,593	32,593	△40

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評価・換算差額等 合 計		
当 期 首 残 高	781	781	1,147	351,074
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				13,386
剰 余 金 の 配 当				△23,327
当 期 純 利 益				23,499
自己株式の取得				△39
自己株式の処分				9,439
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)	18,222	18,222	231	18,453
当 期 変 動 額 合 計	18,222	18,222	231	41,411
当 期 末 残 高	19,003	19,003	1,378	392,485

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(3) 投資事業組合等への出資

当社の子会社に該当する投資事業組合等については、当社の決算日における組合等の仮決算による財務諸表に基づいて、当該組合等の純資産を当社の出資持分割合に応じて、その他の関係会社有価証券（固定資産）として計上しております。

当社の子会社に該当しない投資事業組合等については、当該組合等の事業年度の財務諸表及び事業年度の間会計期間に係る中間財務諸表等に基づいて、当該組合等の純資産を当社の出資持分割合に応じて、営業投資有価証券（流動資産）として計上しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は建物3～18年、構築物50年、器具備品3～20年、車両運搬具6年であります。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能見込期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支出に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えて、関係会社の財政状態等を勘案して、損失負担見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 売上高及び売上原価

売上高には、営業投資有価証券売上高、受取配当金等が含まれており、売上原価には営業投資有価証券売上原価等が含まれております。

(2) 営業投資有価証券売上高及び営業投資有価証券売上原価

営業投資有価証券売上高には、投資育成目的の営業投資有価証券の売上高、受取配当金及び受取利息を計上し、同売上原価には、売却有価証券帳簿価額、支払手数料、評価損等を計上しております。

(3) 受取配当金

子会社及び関連会社からの配当金を受取配当金として売上高に計上しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(2) 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(3) 投資事業組合等への出資に係る会計処理

当社の子会社に該当する投資事業組合等については、当社の決算日における組合等の仮決算による財務諸表に基づいて、当該組合等の純資産及び収益・費用を当社の出資持分割合に応じて、その他の関係会社有価証券（固定資産）及び収益・費用として計上しております。

当社の子会社に該当しない投資事業組合等については、当該組合等の事業年度の財務諸表及び事業年度の中間会計期間に係る中間財務諸表等に基づいて、当該組合等の純資産及び収益・費用を当社の出資持分割合に応じて、営業投資有価証券（流動資産）及び収益・費用として計上しております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

控除対象外の消費税等については、販売費及び一般管理費に計上しております。

(5) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(6) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

表示方法の変更にに関する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に「会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

会計上の見積りに関する注記

1. 市場価格のない子会社株式の評価

当社は、持株会社として多額の子会社株式を保有しており、関係会社株式773,360百万円のうち、市場価格のない子会社株式が694,573百万円含まれております。市場価格のない子会社株式は、期末における実質価額が取得原価に比して50%程度以上低下した場合に評価損を計上しております。実質価額の算定は、各社の財務数値及び事業計画に基づき実施しており、当事業年度において関係会社株式評価損15,395百万円のうち、市場価格のない子会社株式の評価損が14,253百万円含まれております。

なお、実質価額の算定に事業計画を用いる場合など、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する仮定については、「連結注記表 会計上の見積りに関する注記」に記載した内容で見積っております。

2. 関係会社事業損失引当金の算定

当社は、関係会社の事業の損失に備えて、関係会社の財政状態等を勘案して、損失負担見込額として関係会社事業損失引当金13,604百万円を計上しております。損失負担見込額は、損失発生見込額から回収可能見込額を控除して算定しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

1,491百万円

2. 保証債務

(1) 関係会社の借入金に対する保証額

8,736百万円

(2) その他

当社の連結子会社であるＳＢＩリクイディティ・マーケット株式会社は、外国為替証拠金取引における銀行カバー取引を行っております。当該事業に係る、取引先金融機関に対する同社の現在及び将来的に発生する債務に対し、当社が信用保証を供与する契約及び連帯保証する契約を締結しております。なお、当事業年度末における未決済の債務残高は2,507百万円であります。

また、当社の連結子会社である株式会社ＳＢＩ証券が顧客との間で行う通貨保証金取引に連動してＳＢＩリクイディティ・マーケット株式会社との間で行う外国為替取引に関し、株式会社ＳＢＩ証券がＳＢＩリクイディティ・マーケット株式会社に対して負担するすべての債務の額に0.7の割合を乗じて得た額を上限として当社が連帯保証しております。なお、当事業年度末において未決済の債務残高はないため、保証債務は発生しておりません。

3. 関係会社に対する金銭債権・金銭債務

(1) 短期金銭債権

115,382百万円

(2) 長期金銭債権

320百万円

(3) 短期金銭債務

13,008百万円

(4) 長期金銭債務

9,723百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 売上高

83,216百万円

(2) 仕入高

1,952百万円

(3) 営業取引以外の取引高

7,518百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

15,084株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産の発生の主な原因は、有価証券評価損等及び貸倒引当金等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。

関連当事者との取引に関する注記

１．子会社及び関連会社等

属 性	会社等の名称	議決権等の 所有割合 (注) 1	関連当事者との 関 係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子 会 社	ＳＢＩファイナンシャルサー ビーズ㈱	所有 100%	役員の兼任	資金の借入(注)2	96,563	短 期 借 入 金	6,563
				増資の引受	65,000	-	-
				現物配当	76,000	-	-
子 会 社	ＳＢＩ ＰＴＳホールディン グス㈱	所有 100%	役員の兼任	関係会社株式の売却(注)3			
				売却代金	3,351	-	-
				売却益	2,421	-	-
子 会 社	㈱ＳＢＩ証券	所有 100% (100%)	役員の兼任	資金の借入(注)2	75,000	短 期 借 入 金	-
子 会 社	ＳＢＩキャピタルマネジメン ト㈱	所有 100%	役員の兼任	資金の貸付(注)2	13,800	短 期 貸 付 金	6,900
子 会 社	ＳＢＩ地銀ホールディングス ㈱	所有 100%	役員の兼任	関係会社株式の売却(注)3、4			
				売却代金	3,367	-	-
				売却益	357	-	-
子 会 社	SBI VENTURES SINGAPORE PTE. LTD.	所有 100%	役員の兼任	資金の貸付(注)2	8,920	短 期 貸 付 金	426
子 会 社	SBI VENTURES TWO㈱	所有 100% (100%)	役員の兼任	資金の貸付(注)2	44,943	短 期 貸 付 金	16,400
子 会 社	ＳＢＩファイナンシャルサポ ート㈱	所有 100% (100%)	なし	資金の貸付(注)2	25,640	短 期 貸 付 金	6,551
子 会 社	ＳＢＩインキュベーション㈱	所有 100% (79.8%)	役員の兼任	資金の貸付(注)2	12,900	短 期 貸 付 金	6,450
子 会 社	ＳＢＩリーシングサービス㈱	所有 97.7% (97.7%)	役員の兼任	資金の貸付(注)2	15,294	短 期 貸 付 金	-
子 会 社	Quark Pharmaceuticals, Inc.	所有 100% (100%)	なし	資金の貸付(注)2、5	44,370	短 期 貸 付 金	15,112
子 会 社	SBI ALApharma Co., Limited	所有 97.0% (97.0%)	役員の兼任	資金の貸付(注)2	26,565	短 期 貸 付 金	13,929
子 会 社	SBI Crypto㈱	所有 100%	役員の兼任	資金の貸付(注)2	30,595	短 期 貸 付 金	12,597
子 会 社	SBI Mining Chip㈱	所有 96%	役員の兼任	資金の貸付(注)2	13,950	短 期 貸 付 金	6,983

- (注) １．「議決権等の所有割合」の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。
- ２．資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案して利息を合理的に決定しております。
- ３．関係会社株式の売却価格は、独立した第三者による株価算定書を勘案して決定しております。
- ４．関係会社株式の売却価格は、取引時点における市場価格に基づき決定しております。
- ５．Quark Pharmaceuticals, Inc. への短期貸付金に対し、15,112百万円の貸倒引当金を設定しております。また、当事業年度において15,112百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

2. 役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

属 性	会社等の名称または氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
役 員	北尾 吉孝	被所有 1.6%	当社代表取締役	ストック・オプションの発行 (注)1	29	新株予約権	29
				ストック・オプションの権利行使(注)2	782	-	-
役 員	川島 克哉	被所有 0.3%	当社代表取締役	ストック・オプションの発行 (注)1	20	新株予約権	20
				ストック・オプションの権利行使(注)2	547	-	-
役 員	中川 隆	被所有 0.1%	当社代表取締役	ストック・オプションの発行 (注)1	14	新株予約権	14
				ストック・オプションの権利行使(注)2	391	-	-
役 員	高村 正人	被所有 0.1%	当社代表取締役	ストック・オプションの発行 (注)1	18	新株予約権	18
				ストック・オプションの権利行使(注)2	391	-	-
役 員	森田 俊平	被所有 0.0%	当社取締役	ストック・オプションの発行 (注)1	11	新株予約権	11
				ストック・オプションの権利行使(注)2	313	-	-
役 員	山田 真幸	被所有 0.0%	当社取締役	ストック・オプションの権利行使(注)2	47	-	-

(注) 1. 2020年5月28日及び2020年6月26日の取締役会の決議により発行した会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権であります。

2. 2017年7月27日及び2017年8月29日の取締役会の決議により発行した会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権の権利行使であります。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,598円81銭
1株当たり当期純利益	98円46銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	84円11銭

(注) 計算書類の記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。